

滋賀県土地利用審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第10項の規定に基づき、滋賀県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の議長となる。

3 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）および3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、規制区域の指定の解除またはその区域の減少に係る確認の議決は、委員総数の過半数をもつて決する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、滋賀県総合企画部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

付 則（平成9年条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成15年条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成19年条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成23年条例第14号抄）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成26年条例第41号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年条例第26号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。